

5.10 文化財

5.10.1 現況調査

(1) 調査内容

事業計画地における文化財の状況を把握するために、既存資料調査を実施した。調査内容は表 5-10-1 に示すとおりである。

表 5-10-1 調査内容

調査対象項目	調査対象範囲・地点	調査対象期間	調査方法
埋蔵文化財の状況	事業計画地	適宜	既存資料調査 大阪府地図情報提供システム 大阪府内指定等文化財一覧表 大阪市指定文化財分類一覧表 大阪市顕彰史跡 大阪市内埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書 等

(2) 調査結果

事業計画地内には、国、大阪府及び大阪市が指定している史跡、名勝、有形文化財及び天然記念物等は存在しない。

事業計画地の区域は、「埋蔵文化財包蔵地分布図（大阪府地図情報システム）」において、周知の埋蔵文化財包蔵地（名称：中之島蔵屋敷跡、時代：近世、種類：その他：蔵屋敷跡）とされている。

また、「大阪市内埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書（2023）」（大阪市教育委員会・（一社）大阪市文化財協会、令和7年）によると、「中之島蔵屋敷発掘調査（NX22-2）」において、事業計画地の一部を含む範囲が調査地となっており、そのうち事業計画地西側の一部を発掘調査の調査区としている。調査地等の位置は図 5-10-1 に示すとおりであり、調査結果等は以下のとおりである。

- ・調査地は中之島蔵屋敷跡の西部に位置し、古地図では 18 世紀半ば以降、徳島藩大坂蔵屋敷があったことが確認できる。
- ・令和3年10月に大阪市教育委員会文化財保護課により実施された敷地内7か所での試掘調査では、現地表面下 1.5m以下で近世以前の遺構面及び遺構含有層が確認された。この結果を受け、調査区（発掘調査範囲）を設定した。
- ・発掘調査により、徳島藩大坂蔵屋敷について、ごく一部ではあるもののその開始から終わりまでの実態が初めて明らかになった。

なお、この調査以外に、事業計画地を調査地とした発掘調査等は確認できなかった。事業計画地の区域については、令和6年2月に試掘調査が実施され、令和7年3月より本掘調査が実施されている。

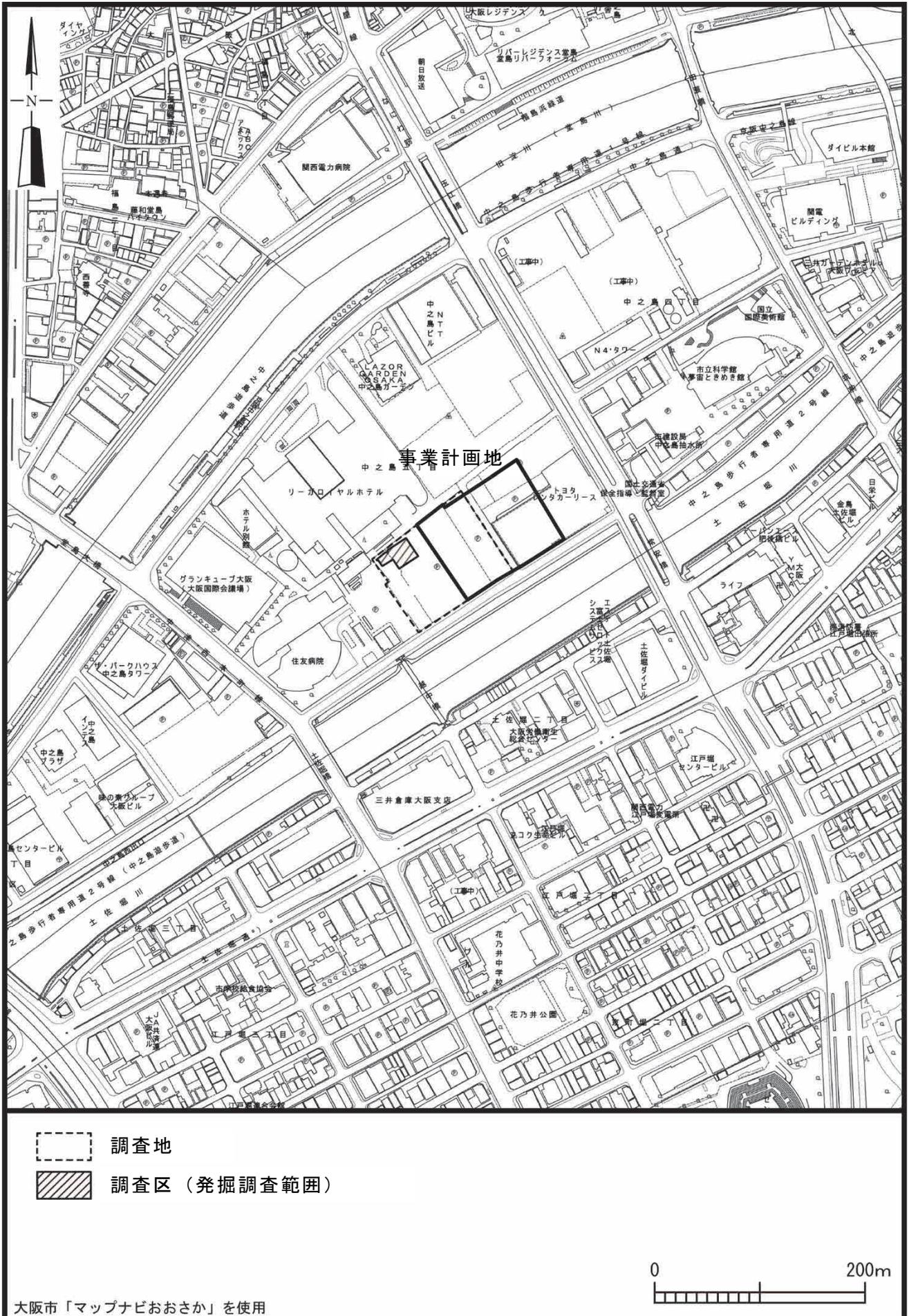


図 5-10-1 中之島蔵屋敷発掘調査 (NX22-2) 調査における調査地位置

5.10. 2 工事の実施に伴う影響の予測・評価

(1) 予測内容

工事の実施に伴う影響として、土地の改変により事業計画地の埋蔵文化財に及ぼす影響について、現況調査結果及び事業計画等により予測した。

予測内容は表 5-10-2 に示すとおりである。

表 5-10-2 予測内容

予測項目	予測範囲・地点	予測時点	予測方法
土地の改変による埋蔵文化財への影響	事業計画地	建設工事中	現況調査結果及び事業計画等による推定

(2) 予測方法

現況調査結果及び事業計画等をもとに予測を行った。

(3) 予測結果

事業計画地内には、国、大阪府及び大阪市が指定している史跡、名勝、有形文化財及び天然記念物等は存在しない。

事業計画地は、周知の埋蔵文化財包蔵地（名称：中之島蔵屋敷跡、時代：近世、種類：その他：蔵屋敷跡）とされており、「大阪市内埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書（2023）」によると、18 世紀半ば以降、徳島藩大坂蔵屋敷があったことが確認できるとされている。また、事業計画地の区域については、令和 6 年 2 月に試掘調査が実施され、令和 7 年 3 月より本掘調査が実施されている。

本事業では、発掘調査完了後に工事を実施する計画である。また、工事の実施にあたっては、文化財保護法等の関係法令に基づき、必要な届出を行う。なお、建設工事の実施にあたって、何らかの遺跡等が発掘された場合は、大阪市教育委員会と協議の上、適切に対応する。

よって、本事業による土地の改変が事業計画地の埋蔵文化財に及ぼす影響は可能な限り回避・低減されていると予測される。

(4) 評価

① 環境保全目標

文化財についての環境保全目標は、「文化財保護法、大阪府文化財保護条例、大阪市文化財保護条例に適合すること」、「事業計画地及び周辺地区の文化財の保護に関して、適切な対策が講じられていること」、「文化財への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること」とし、本事業の実施が事業計画地周辺の文化財に及ぼす影響について、予測結果を環境保全目標に照らして評価した。

② 評価結果

事業計画地内には、国、大阪府及び大阪市が指定している史跡、名勝、有形文化財及び天然記念物等は存在しない。

事業計画地は、周知の埋蔵文化財包蔵地（名称：中之島蔵屋敷跡、時代：近世、種類：その他：蔵屋敷跡）とされており、事業計画地の区域については、令和6年2月に試掘調査が実施され、令和7年3月より本掘調査が実施されている。

本事業では、発掘調査完了後に工事を実施する計画である。また、工事の実施にあたっては、文化財保護法等の関係法令に基づき、必要な届出を行う。なお、建設工事の実施にあたって、何らかの遺跡等が発掘された場合は、大阪市教育委員会と協議の上、適切に対応する。

よって、本事業による土地の改変が事業計画地の埋蔵文化財に及ぼす影響は可能な限り回避・低減されていると予測された。

以上のことから、文化財への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されており、環境保全目標を満足するものと評価する。